グァテマラのメキシコ製グレイポートランドセメントへの確定アンチダンピング措置Ⅱ

(パネル報告 WT/DS156/R, 提出日:2000年10月24日 採択日:2000年11月17日)

末 啓一郎

I. はじめに

本事件で注目すべき点は四つある。

第一に、本件は、第一回目の紛争処理手続きが、審査対象の特定に問題ありとして 事実上却下された後、同じ事件について、もう一度審査対象の内容を修正して提訴されたものである。したがって、第一回目の紛争処理手続きとの関係が、先決的事項と して審理されることとなった。

第二に、本件では、AD 協定の実体上のみでなく、手続き上の規定についても広く違 反主張がなされ、それらについての認定判断がなされている。そのこと自体に意義が あることに加え、軽度な手続違反の取り扱いをどうするかの問題が提起されている。

第三に、本件では、非常に多くの協定違反の課税が 4 年近くも維持されてしまった。 (グァテマラは 2000 年 10 月に措置を撤回したことを報告している)本件のような事案 で、AD協定及び紛争処理手続の実効性をどのように高めるのかが、今後の課題とし て残されている。

第四に、本件では、GDPが 20 倍近くもあるメキシコが、ペソ切り下げに伴い隣国の小国であるグァテマラへセメント輸出を増大させたことが事件の発端としてある。グァテマラは、メキシコの主張は、もっと時間をかけて証拠を集めろというものであるとして、「ローマが炎上しているときにバイオリンを弾いていたネロ皇帝を思い起こさせる。」(6.227 左はパネル報告書の段落番号、以下同じ。)という例えを引いている。そして、自国が小国で途上国であることを考慮されるべきであると主張した。このような配慮の必要性も、上記のAD協定の実効性を高める必要性との関係で、今後検討を必要とする課題であると考えられる。

Ⅱ.事案の概要

1. 本件ダンピング関税賦課の経緯

1995年9月21日、グァテマラ唯一のセメント製造会社であるセメント・プログレッ

ソ社は、グァテマラ政府に、メキシコのクルツ社からのグレイ・ポートランド・セメントに対して、AD関税賦課の申請を行った。翌1996年1月11日、グァテマラ当局は、AD調査開始を公表し、同月22日、メキシコ政府に対して、その調査開始を通報した。(8.2)

グァテマラは、当初、1995年6月1日から1995年11月30日までを調査対象期間と指定し、その期間の調査に基づいて、1996年8月16日に、ダンピングの仮決定を行い、Type I (PM)のセメントに対して、38.72%の暫定関税を課した。ところが、同年10月14日になって、グァテマラは、調査対象期間を1996年5月31日までに延長し、その新しい調査対象期間に関して、10月30日までを回答期限と指定して、追加の質問書を関係者に送付した。(8.3)

クルツ社に対するverificationの期間は1996年12月3日から6日と指定された。この verificationは、①事後的に追加された調査対象期間である、1996年12月1日から1996年5月31日までの期間のデータについてのverificationも行うこととされていたこと、②構成価格の主張もないのにクルツ社の製造コストについてのverificationを行う予定であったこと、③非政府職員の専門家が参加するものであったことなどにクルツ社が異議を述べたため実施できなかった。(8.4)しかしグァテマラは、これを理由として、best information availableを使用して、verification を行わないまま1997年1月17日、クルツ社からのグレイ・ポートランド・セメントに対して、89.54%の確定的ダンピング関税を課した。(8.5)

2. 第一回目のパネル提訴及び本件第二回提訴に至る経緯

上記暫定措置の後であるが、確定的ダンピング課税の前である1996年10月15日、メキシコは、DSU 4条及びAD協定17.3に基づいてグァテマラに協議を求めたが、その協議は、確定的ダンピング措置決定の直前である1997年1月9日、合意に至らず終了した。(8.6)メキシコは、確定的ダンピング措置の課税の後である1997年2月13日、AD協定違反を主張してパネル設置を要請し、同年3月20日にパネルが設置され、グァテマラの関税賦課がAD協定に違反するとのパネル報告書が翌1998年6月19日に発出された。(8.7) グァテマラは、同年8月4日、上級委員会に申立を行い、上級委員会は、同年11月2日に報告書を発出した。上級委員会は、メキシコは「問題となっている特定の措置」を明示できていないので、本件紛争はパネルに適法に付託

されておらず、パネルは、メキシコの主張を審理することはできないにもかかわらず 判断をしたのであるから、グァテマラの課税をAD協定違反とするパネル報告は不適 法であると判断した。DSBは、1998年11月25日にこの報告書を採択した。 (8.8) そこでメキシコは、1999年1月5日、改めて確定的ダンピング措置と、それに先行 する手続き等を特定して、AD協定及びDSUに違反するとの申立てを行い、1999 年2月23日に協議を行ったが合意に至らなかったので、同年7月26日、パネル設置の 申立てを行い、同年9月22日に本件パネルが設置された。 (8.9)

Ⅲ. パネルでの当事者の主張及びパネル判断の概要

本件は認定判断事項が多岐にわたるので、パネル判断の結論部分の要約を示す。

1. 先決的事項

i. パネルの委員に前回パネルの委員を含めることができるか。

グァテマラは、本パネルには、前回の事件に関与したパネリスト 1 名が含まれているので、客観性及び独立性に問題があり、WTO協定および国際法の原理に整合的でないので、本件について判断をする権限がないと主張した。 (8.10) ¹

これに対してパネルは、DSU 8.6 及び 8.7 によれば、パネリストは紛争当事国の責任により選任され、当事国の合意ができない場合には、事務局長が選任することとされているのであるから、パネルは、自らの構成について、判断することができないとした。そして、グァテマラがパネルの構成に対して懸念を有するのであれば、パネル手続きではなく、紛争解決手続きの行動規範(the Rule of Conduct for the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes)に定められた手続きによって、それを問題とすることができるのみであるとした。 (8.11)

ii. 前回事件のパネル報告を、本件に関する先例やガイダンスとすることができるか。 パネルは、前回のパネル報告は、採択されていないパネル報告と同様に扱われる べきであるとし、法的には意味がないというべきであるが、本件に関連し、説得性 を持つと判断される部分があるとすれば、それは有益なガイダンスとなり得るとし た。 (8.15)

iii. 手続き上の違反に関するグァテマラの抗弁

(a) harmless error について

グァテマラは、手続き上の違反が仮に認められるとしても、国際司法裁判所の判例や各国の国内法でharmless errorの法理として認められている通り、手続き的な違反の場合には、救済の前提としてそれによる実害を主張立証するべきであると主張した。(8.21)これに対してパネルは、国際公法において、harmless errorの考え方が一般的に是認されているとは認められないとした上で、いずれにしても、実害の有無については、利益の無効化・侵害の有無で検討されるのであるから、これとは別に、harmless errorの有無について検討する必要はないとした。(8.22)

(b) 利益の無効化・侵害 (DSU 3.8) について

第二に、グァテマラは、AD協定5.5、6.1.3及び12.1について、仮に手続き上の違反があっても、メキシコの利益の無効化・侵害を生じていないと主張したが、メキシコは、協定違反があることで、無効化・侵害は推定されると反論した。 (8.105-8.107) これに対してパネルは、DSU 3.8の規定による推定は、反証が可能であるので、上記の個別の手続違反と関連して、反証の成否について具体的な認定判断を行った上で、本件では、上記の推定を翻すことができておらず、利益の無効化・侵害が存在しないとのグァテマラの反論は採用できないとした。 (8.111-8.112)

(c) acquiescence (黙認) について

第三に、グァテマラは、手続き上の違反があっても、メキシコが直ちに異議を述べていないので、メキシコは、acquiescence及びエストッペルの法理により、手続き違反を主張できないと主張した。パネルは、この法理がWTO協定上認められるか否かには直接言及せず、AD協定上、その違反を直ちに争わなければならない義務はなく、またメキシコは、AD協定およびDSU所定の手続きによって、適時にこれらの違反を争っており、これらを黙認してもいないし、将来において争わないと断言もしておらず、また、メキシコが適時に争ったならば、グァテマラがその手続き違反を是正できたということについての説得的な出張立証もでき

2. ダンピング課税の実体的要件

- i. AD調査開始要件の不備
 - (a) 調査開始のための十分な証拠がない。(AD協定 5.3)

パネルはまず、AD協定5.3は、AD措置を適用するための3つの要件については言及していないが、AD協定5.2を通じて、AD協定2条に規定するAD関税賦課の3つの要件(ダンピング、損害、因果関係)に関しての十分な証拠を必要としており、AD協定5.3はそれを前提として、当局が証拠の正確性及び妥当性を審査するものとされているとした。したがって、調査開始のためには、中立で客観的な調査当局がAD協定2条に規定するAD関税賦課の3つの要件に関して、十分な証拠が存在すると考える程度のものが必要であるとして、そのそれぞれについて検討している。(8.35)

第一の要件であるダンピングの点については、正常価格と輸出価格の資料について、その取引数量と取引段階に違いがあることが申請書から明らか²であり (8.36-8.37)、客観的かつ中立的な調査当局であれば、相手国から指摘されるまでもなく、この点を認識するべきであったとし(8.40)、ダンピングの存在について、十分な証拠があったとは言えないとした。

第二に、損害については、AD協定2条と同様、AD協定3条に規定されている要件について考慮することが必要であるとし(8.45)、AD協定3.1では、損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行うものとし、(a)ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響並びに

(b) ダンピング輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響の、双方についての客観的な検討に基づいて行うものとされ、AD協定3.7では、損害の恐れの認定について考慮するべき要因が列挙されている(8.46)ところ、本件申請では、AD協定3.2に規定されている輸入量の増加についての客観的な証拠はなく³、ダンピングの国内産業に及ぼす影響については、雇用および投資に関しての若干のデータが提供されているだけであり(8.51)、AD協定3.7に列挙されている要因についての資料もないので、中立かつ客観的な調査当局が、調査を開始したであろうと考えることは困難であるとした。(8.52)

第三に因果関係については、ダンピングと損害についての十分な証拠がない以上、論理的帰結として、因果関係についての十分な証拠も存在しないとした。 (8.55-8.57)

そして、それにもかかわらず、調査当局が、ダンピング、損害及び因果関係について調査開始を正当化できるだけの十分な証拠があると判断した点においてA D協定5.3に違反しているとした。 (8.58)

(b) AD申請の要件適合性(AD協定 5.2)

上述のとおり、本件において調査当局は、十分な証拠の有無についての検討を行っておらず、AD協定5.3に違反しているので、申請者は合理的に入手可能な証拠を付すべきとするAD協定5.2の要件については検討する必要がないとされた。(8.59-8.60)

ただし、AD協定5.2は、AD協定5.3とは異なる義務を定めており、仮に(本件パネルはそのようには考えていないが)本件で申請者が集めた情報が合理的に入手可能なすべてのものであったとしても、それが調査開始のための十分な証拠であるとは断言できず、必要であれば、当局は、さらに情報を集めなければならないとされた。(8.62)

(c) 証拠の同時検討の義務違反 (AD協定 5.7)

メキシコは、損害についての証拠が提出されていないのであるから、損害の証拠とダンピングの証拠とを同時に検討することは論理的に不可能であるので、それを要求するAD協定5.7の違反があると主張した。しかし、パネルは、AD協定5.7は、両方の証拠を同時に検討するべきであり、逐次に(sequentially)検討をしてはならないとの義務を定めるものであるから、この点について、グァテマラに違反があるということを、メキシコは積極的に主張立証するべきであるのにそれをしていないとした。 (8.65-8.68)

(d) 不適法申請却下の義務違反(AD協定 5.8)

パネルは、AD協定5.8は、調査開始以前のことを問題にしていると読むべき であるとして、不十分な申請の却下をしなかったグァテマラは、AD協定5.8に

ii. 最終的なダンピング決定の要件の不備

(a) ダンピング (best information available の使用) 認定の問題点

グァテマラは、クルツ社に対するverificationができなかったことが、当局の調査を著しく妨げる場合にあたるとして、これに関してAD協定6.8 のbest information availableを使用できると主張した。(8.241) 45 しかし、パネルは、本件でのクルツ社のverificationの拒絶は、verificationのチームに3人の非政府職員を加えたことを理由とする点で合理性があるとし6、グァテマラが客観的かつ中立であったなら、クルツ社が、その調査を著しく妨げたと判断することはなかったはずであるとする。7従って、それにもかかわらずbest information availableを使用したこと、AD協定6.8に違反しているとした。

(b) 損害認定の問題点

パネルは、①「損害の恐れ」から、「損害の発生」に判断を変更したこと⁸、 ②ダンピング輸入の数量についての分析方法、③価格の影響についての分析方法、 ④国内産業に対する影響についての分析方法をそれぞれ検討している。

パネルは、ダンピング輸入の数量の分析方法自体については問題がない⁹としたが、関連会社であるMATINSAの輸入を控除していないことは、AD協定 3.1、3.2及び3.5の違反が成立するとした。¹⁰

次にダンピングの価格への影響については、国内価格の下落がダンピングにより引き起こされたことをグァテマラが裏付けていないこと、グァテマラの分析は一部の地域のみに限定されていることなどをメキシコが協定違反として指摘しているが、この点については、メキシコの主張を裏付ける事実は提出されていないとした。11 12

最後に国内産業に対する影響について、メキシコは、国内産業の影響についてのグァテマラの認定は不正確であると主張したが、パネルはグァテマラの認定¹³が不合理であることの立証はできていないとした。 (8.281) しかしながら、調査当局は、AD協定 3.4 に列挙されたすべての要素を検討する必要があり、そのうえではじめて、その中のいくつかの要素が当該事件に関連性がないと判断する

ことができるのであり、またその検討内容は、決定の中に現われなければならない (8.283) ところ、グァテマラの分析の中に、投資収益の状況及び資本調達能力についての分析がないので、他の要素を考慮するまでもなく、AD協定 3.4 の要件を満たしていないとした。14

(c) 因果関係

グァテマラが、輸入以外の損害に及ぼす影響についての分析をしていないので、 AD協定3.5に違反している。以上、この点以外のメキシコの主張¹⁵について検 討する必要はないとされた。(8.289)

3. 手続的要件

- i. AD調査開始についての手続的要件の不備
 - (a) AD調査開始前の相手国への通知義務(AD協定 5.5)

AD協定の脚注1で、「開始とは、加盟国が第5条の規定に従って正式に調査を始めるための手続き上の措置をとることをいう。」と規定されているところ、本件での、公式の手続きの開始は、調査開始の公表であり、それは96年1月11日である。然るに、メキシコへの通知は、その11日後の96年1月22日に行われているので、AD協定5.5に違反しているとされた。

(b) AD調査開始の公表 (AD協定 12.1)

AD協定12.1については、調査開始の決定があったときに、通知と公表を必要とするものであると解釈される(8.87)が、局長の勧告がそれ以前にあったとしても、それは、経済省の調査開始決定そのものではないので、AD協定12.1違反はないとされた。(8.88)

また、メキシコは、十分な証拠がないのに、十分な証拠があるものとして調査を開始して通知をしたが、この条文違反を構成するとも主張したが、パネルは、AD協定12.1は、調査開始を決定した後に、通知と公表をする義務を課すという手続き的な規定であるから、十分な証拠の有無についての実体的な判断とは無関係であり、この点に関するメキシコの主張も理由がないとした。(8.89)

(c) AD調査開始の公表内容(AD協定 12.1.1)

申請書のダンピング申立の根拠に関して、その主張は記載されているものの、 それを裏付ける情報が含まれていないという点で、96年1月11日の公表は、申請 書におけるダンピング申立の根拠を示すべきであるとするAD協定12.1.1(i i i)の義務を充足していないとされた。(8.92-8.96)

(d) 申請書全文の適時の提供(AD協定 6.1.3)

AD協定6.1.3は、何日以内に申請書の全文を提供しなければいけないかを明示していないが、その期間については、as soon as と規定されており、これは、immediatelyと同義であり、緊急性を意味するところ、AD協定5.10で、調査の開始から12カ月、遅くても18カ月以内に結論を出すとされていることを併せて考えると、調査開始後速やかに、防御の機会が与えられるべきであるとされた。そして、調査開始から8日後に書類が送付され、11日後に受領されたというのでは、直ちに送付したことにはならないので、グァテマラは、AD協定6.1.3に違反しているとされた。(8.104)

ii. AD調査中の手続き違反

(a) 証拠の提出

イ. 証拠及び主張の提出に関する期限の付与

メキシコは、調査開始の時には30日の提出期限が明示されていたが、仮決定の時は明示されていなかったと主張した。パネルは、AD協定6.1は、十分な (ample)証拠提出の機会を与えられるとともに、十分な防御の機会を与えられるとしているのであり、調査の最終段階で、特に提出の期限を定めることを要求してはいないのであるから、メキシコの主張は理由がないとした。

(8.119) なお、唯一期限について定めているAD協定6.1.1は、質問書に対する回答期限に最低限30日を与えられるとしているのであるが、メキシコは、これについての違反は主張していないことが指摘されている。 (8.118)

ロ. 技術的な会計上の証拠の受領拒否

メキシコは、グァテマラが、公聴会の前日である、12月18日に、クルツ社からの技術的な会計上の証拠を受領しなかったことで、AD協定6.1、6.2、6.8及

び付属書 I I (5) 及び (6) に違反していると主張したが、この問題は、 verificationに代えて提出された技術的な会計上の証拠の受領拒絶の問題である ので、verificationのキャンセルによるbest information availableの使用自体が 協定違反であるとすれば、それと別個に検討する必要はないとされた。 (8.122-8.125)

(b) 証拠に対するアクセスの保障

利害関係者が他の者の提出した書面による証拠にアクセスできるとのAD協定 6.1.2及び当局が使用する情報を閲覧する機会を与えられるとのAD協定 6.4の規定は、現実に記録を閲覧できることを保証するものではないが、それを利用可能とするためには、その写しを交付されているか、現実に記録にアクセスできるということが必要であるところ、本件では、記録へのアクセスが認められていない点 16があり、これらの規定に違反するとされた。 (8.133)

(c) 防御の権利の保障(AD協定 6.2)

利害関係者の防御権の保障に関するAD協定6.2は概括的な規定であり、より 具体的な違反事実について検討している場合には、これに重ねて、AD協定6.2 違反の有無について検討する必要はない。そこでパネルは、メキシコの主張の内、 他で検討されていない主張である、セメント・プログレッソが提出した証拠の公 開版をクルツ社が1996年11月13日に求めたのに交付されなかったとの主張のみ を検討した(8.163) 17が、防御権が侵害されたとの立証が、メキシコ側からな されていないので、違反を認定できないとした。(8.165)

(d) 当局は証拠の正確性について十分に確認していない (AD協定 6.6 及び付属 書 I I (7))

本件の正常価格の証拠は、二次的な証拠であるのに、グァテマラは特に慎重な検討を行っていないので、付属書 I I の第7段落に違反するとメキシコは主張する。しかしながら、この点についてグァテマラは、best information availableによる判断をしているところ、そもそも、best information availableの採用が、A

D協定6.8及び付属書 I I (iii) に違反していると考えられるので、これに重ねて二次的な証拠について特に慎重な検討行ったかどうかを検討する必要はないとされた。(8.171)

またメキシコは、グァテマラが、証拠の正確性を十分確認していないので、AD協定6.6違反であると主張しているが、メキシコの主張内容は、①調査対象期間の輸入増加の傾向を見るだけでなく、その最大値と最低値をみるべきであるのにそれをしていないこと、②対象の産品として指定されている関税分類には、他の産品も含まれていることなどであり、それらは証拠自体の正確性が問題になると主張しているわけではなく、その関連性の問題である。したがって、この問題は、AD協定3条の問題であり、AD協定6.6の問題ではない。(8.174)

(e) 調査対象期間の延長(AD協定 6.1、6.2、付属書 I I (1))

パネルは、AD協定6.2は、デュー・プロセスを定めたものであり、もしも、期間延長が一方の当事者からなされたのであれば、デュー・プロセスの要請上、当局は、他方の当事者の意見を聞くべきであるとした。そして、この事件では、セメント・プログレッソの期間延長の要請が、1996年10月1日に行われ、延長の決定が10月4日になされているが、これについてクルツ社から見解を求めたという証拠はないので、十分な防御の機会を与えたものと判断することができず、AD協定6.2違反があるとした。しかし、それ以外のメキシコの主張に対しては、違反は認められないとしている。18

(f) 製造原価のデータを求めたこと(AD協定 2.1 および 2.2)

メキシコは、原価割れの販売についての主張がないのに、製造原価を求めたことは、AD協定2.1および2.2に違反すると主張するが、グァテマラは産品の特定のためにこのデータ求めたとしており、また、これらの規定は、製造原価を求めること自体を禁止するものではないので、AD協定2.1及び2.2に違反するものではないとされた。

(g) verification の手続きについて

イ. verification チームに、利害相反のある非政府職員を加えること

クルツ社が、2人の非政府職員について、利害相反の恐れがあると主張したことは、合理的であり、中立かつ客観的な調査当局であれば、verificationチームに利害相反の可能性のある非政府職員を加えることはないと考えるとされたが、メキシコが引用している条項の中には、明示的にこれを禁止したものは見当たらないので、メキシコが主張しているAD協定6.7及び付属書 I (2)、

- (3) 、(7) 及び(8) 違反の主張は理由がないとされた。
- ロ. メキシコは非政府職員を加えたことをグァテマラに通知していない

付属書 I の第二段落によると、調査当局は、verificationに非政府職員を加えることを相手国政府に通知する義務があるとされている。グァテマラ当局は、クルツ社に、11月26日の手紙で、非政府職員を加えることを通知し、その手紙の中には、その担当者の名前も記載されていると主張するが、メキシコはその通知を受けていないと主張する。

いろいろな証拠を検討して、なお均衡する場合(remain in equipoise)には、立証責任を負う側がその負担を負うことになる。ある者が、通知を受けていなかったということを立証するのは極めて難しいが、通知を受けていなかったことは、それを主張するメキシコが立証責任を負っている。但し、本件では、それを裏付ける資料はたくさんある。特に、メキシコが通知を受けていないことを推定させる手紙についてグァテマラは十分反論できていない。したがって、本件においては、証拠が均衡しているということはできず、メキシコ政府は、通知を受けていないものと認定される。(8.198)

ハ. verification の対象

メキシコは、グァテマラ当局が、調査対象期間の延長された部分の情報についてverificationをしようとしたので、AD協定6.7および付属書 I (7) に違反すると主張した。しかし、パネルは、verificationで新しい情報を求めることすら許されるというべきであるので、このようなメキシコの主張は理由がないとした。19

(h) 秘密情報の取り扱い(AD協定 6.1、6.2、6.3、6.5、6.5.1 及び 6.5.2)

AD協定6.5.1は明示的にではないが、秘密扱いを求める証拠について調査当局が、その公開版の要約を求めないときは、要約が不可能である理由を当事者に求

めることを要求していると解される。しかしグァテマラは、セメント・プログレッソからverificationの中で提出された情報について、要約が不可能であることについての情報を求めていない。したがって、グァテマラはAD協定6.5.1に違反する。メキシコは、その他にもいろいろな条文を掲げているが、これに関係するのはAD協定6.5.1のみである。したがって、その他の関連する条文について検討する必要はない。(8.214)20

次に、グァテマラは、1996年12月19日の公聴会でセメント・プログレッソから提出された情報をクルツ社に開示しなかったが、その理由として、セメント・プログレッソによって秘密とするように要求されたとか、セメント・プログレッソが、当該情報をその性格上秘密とすべき正当な理由を示したなどとは主張していない。それであるのにグァテマラは、自発的に、その情報を秘密扱いにしたのであるから、AD協定6.5に違反する。21

(i) 重要な事実の開示

メキシコは、グァテマラが、クルツ社に対して、検討している重要な事実を示さなかったので、重要事実の開示を求めるAD協定6.1、6.2及び6.9に違反していると主張し、グァテマラは、これを開示していたと主張した。(8.224)これに対してパネルは、グァテマラの主張を分析して、記録全体へのアクセスを認めても重要事実の開示を認めたことにならないので、グァテマラはAD協定6.9に違反しているとした。²²

(i) クルツ社に対して、損害認定の方法を変更したことの通知をしていない

メキシコの主張する違反は、上記と同じくAD協定6.1、6.2及び6.9の違反ということであるが、AD協定6.1及びAD協定6.9は、「情報」「証拠」「重要な事実」についての当事国のアクセスの権利を認めるものであり、当局の判断の法的根拠の開示を求めるものではない。それに関しては、AD協定12.2が決定後の公告として具体的な開示の義務を定めているものと考えられる。また、AD協定6.2については、一般的な義務を定めているのであって、これに基づいて、ここで主張されているような個別的な違反を認定するのは困難である。したがって、この点に関するメキシコの主張は認められない。(8.238-8.239) 23

iv. 最終的なダンピング決定に関する手続き

(a) 確定措置に関しての公表

メキシコは、1997年1月30日の官報に記載されいる確定措置についての公表が、 法律上及び事実上の関連する情報を含んでおらず、確定措置を取る必要があると 判断した理由について詳細な説明がされていないため、AD協定12.2及び12.2.2 の要件を満たしていないと主張した。(8.290) しかしパネルは、本件のAD措 置が、協定整合的でない以上、この点について判断をする必要はないとした。

(4) その他の論点

i. 確定措置が、AD協定 1 条、AD協定 9 条及びAD協定 18 条並びにガット 6 条に違反するとの主張

メキシコは、以上の実体上及び手続上の違反があることにより、本件課税はA D協定9.1のアンチダンピング課税の要件を満たしておらず、同時にAD協定1条 及び18条及びガット6条自体にも違反すると主張した(8.292)が、パネルは、こ れらは、他の規定の違反を前提とするものであり、これらについて判断をしても、 グァテマラが、勧告を実施する上での何らのガイダンスも与えないから、これら の規定の違反があるかないかについて判断する必要はないとした。(8.296)

ii. 暫定措置に関するメキシコの主張

メキシコは、暫定措置についても主張しているが、パネルは、暫定措置は確定 措置に先行するものであること、メキシコが、暫定措置についての主張²⁴も、確 定措置の中で判断されてよいとしていること、メキシコの暫定措置に関する主張 は、確定措置の税金の遡及的な徴収に関連する効果があるだけであることなどか ら、確定措置の1部だけの効果に影響がある部分について判断をする必要はない とした。

(5) 勧告内容について

メキシコは、DSU 19.1に基づいて、本件措置を撤回し、関税を返還するように グァテマラに勧告することを求めた。 (9.5) パネルは、本件の協定違反は基本的であり、かつ悪質(perverse)であるとし、一般的に(a)公平で客観的な調査機関であれば、本件の如き事案で利用可能な証拠及び情報により、調査を開始するとは考えられないこと、(b)グァテマラは、調査手続きにおいて多くのAD協定違反を行っていること、(c)公平で客観的な調査機関は、本件の事案でダンピングが存在し、それにより国内産業が損害を受けていると判断しないであろうことが認められるとして、本件措置を撤回するのでなければ、協定整合化の方策は見当たらないとして、AD措置の撤回を提案している。25 (9.6)

しかし、メキシコの求める、関税の返還については、グァテマラが、現在でも3年半にわたり協定整合的でないアンチダンピング課税を続けていること、メキシコが、その関税の返還を求め、このような状況の中では、関税の返還が必要であると考えていることは理解できるとしながら、DSU協定19.1の提案は、協定の整合化の方法に関するものであるところ、メキシコの要請は、DSU 19.1の勧告実施についての重要な制度上の問題点を引き起こすものであり、それにもかかわらず本件紛争の中で十分に検討されていないとして、関税の還付を提案するべきであるとするメキシコの要請には応じることができないとした。 (9.7)

Ⅲ. 解説

1. この事件の実質的勝訴国はどちらか。

この事件では、表面上はメキシコがほぼ全面的に勝訴している。しかし、訴訟戦術という意味では、グァテマラに完敗しているように見える。グァテマラは、AD関税発動に至る手続きにおいては、意図的と見えるほどに拙速であり、自国企業の救済を速やかに実施し、パネル手続きに至るや、メキシコの主張に丁寧に反論を展開するだけでなく、付託事項やパネリストの重複など、先決的抗弁についての主張を精緻に行い、それにより時間を稼いだだけでなく、一度は、上級委員会で完全にパネル判断を覆している。

このような方策が、真にグァテマラの国益に沿うのかは容易に判断できないが、紛争解決手続きの訴訟戦術的にのみ見るなら、みごとであるといわざるを得ない。これに対してメキシコは、最初の手続きで、付託事項の特定が不十分であったために、再度の手続きが必要とされたばかりか、二回目の手続きでも、不要と思われる程、多岐にわたる多数の主張を行い、そのために、多くの時間と労力をつぎ込んでいる。その

努力もあって、パネルは、グァテマラの協定違反は悪質であるとして、措置の撤回を 勧告してはいるが、冷静に考えると、ここまで多くの主張を展開せず、措置発動要件 の証拠が全く不十分であることに争点を絞っても、同様の結論が出されたのではない かとも思われる。従って、メキシコの主張方法は、訴訟戦術的に見ると有効には機能 していないように見える。

グァテマラは、この後、二回目の上級委員会で争って、勧告実施の引き伸ばしをかけることも可能であったし、その後に勧告実施の妥当な期間を求めて、さらに引き伸ばしを図ることも、可能であった。グァテマラがそうしなかったのは、既に 4 年間も協定違反の措置を維持できたことで当面の目的は達したからであろうと考えられる。そのように考えると、グァテマラの訴訟戦術がみごとであるのに対して、メキシコは、表面的には勝ったが、実利を失っているように思われる。

このような点を考えれば、AD措置の濫用の防止において、実体要件のみならず、 手続き的な要件も重要であるということが実感できる。なお、これらの点について、 以下、いくつか個別に注目される点を述べる。

2. 前回パネルとの関係

グァテマラは、パネリストの1名が前回パネルのパネリストと重複している点に関して種々の主張を行なった。パネルはこれに対し、パネリストの構成は当事国が決定するべきものであり、パネルの判断対象ではないとした。DSUの規定を前提にする限り、このパネルの判断は当然のものであると思われる。

しかし、本稿の脚注2で述べたように、この論点に関するグァテマラの主張は広範なもので、考えられるあらゆる根拠を提示して、パネリストの重複の問題点を論じている。訴訟戦術として考えると、リスクの少ない非常に有効なものであると評価できる。

3. 手続的な違反の取扱い

以上見た通り、本件では、メキシコが、重大なものから些細なものまで、多岐にわたる手続的規定違反の主張を行った。それに対してグァテマラは、個々の違反主張に反論するだけでなく、総論的な議論として、利益の無効化・侵害の他に、harmless errorの主張を行った。これに対して、パネルは、harmless errorの主張を認めず、

利益の無効化・侵害で判断するとの姿勢を貫いているが、これも WTO 協定の解釈と しては、妥当な判断あると思われる。

しかしながら、些細な手続違反についても、すべて同等に取り上げられなければいけないのかというグァテマラの主張は、実質的にも重要な問題を含んでいる。パネル自体も、本稿の脚注 17 の④に示したとおり、あまりにも些細な手続違反については、harmless error という論理こそ使わなかったが、そもそも手続違反を構成しないという形で、メキシコの主張を退けている。このような極端な例は別としても、利益の無効化・侵害の推定を覆せないとしても、その無効化・侵害の程度には違いがあると考えられるので、手続き的な違反の場合に、その違反の種類・程度に応じて、どのような勧告を発すべきかという問題は、今後十分に考える必要があると思われる。

次に acquiescence とエストッペルについては、harmless error のような、違反の大小の問題でなく違反の黙認の有無の問題である。これについてパネルは、本件では具体的な事情により、メキシコがグァテマラの違反を承認した事実はないとしてグァテマラの主張を認めなかったのであり、harmless error の場合と違って、その法理自体を理論的に排斥したものではないと考えられる。

4. AD協定の実効性について

冒頭で指摘したとおり、本件については、多岐にわたる違反がありながら、協定違反の関税が4年間も維持されたという問題がある。この点についてパネルは、その結論部分で、本件の違反の問題点を指摘し、悪質(perverse)であると指摘した上で、措置の撤回を勧告している。

しかしながら、これは、このような協定違反の関税の賦課が 4 年間行われた後に、将来について撤回をもとめるものでしかなく、逆にいえば、このような明白かつ重大な違反があっても、4 年間も関税が維持できるということに問題ありと考えなければならない。この事件では、グァテマラが上級委員会に申立をせず、また実施のための合理的な期間を要求もしなかったため、本件措置は、本件勧告後、速やかに撤回されているが、グァテマラが更に争っていれば、関税賦課を継続できていたこととなる。また、本件のように、再度の申立の事件でないとしても、現実の紛争処理の実情を踏まえると、協議、パネル、上級委員会、実施のための合理的な期間などにより、3年程度の期間は容易に協定違反のAD課税を維持できることとなりかねない。

このようなことを考えると、将来的には、例えば、① (AD 課税の暫定措置が認められることと対置できるような、) 差止めの仮処分に類似するような何らかの救済手続を認めることや②遡及的に措置を無効化して、関税を還付することを勧告することも検討の課題としてあるのではないかと思われる。但し、このような違反に対するAD協定の実効性を高めることと関連して、途上国などが、複雑化するAD協定を遵守できなくなるという問題も生じてくる。

5. 途上国の問題

この点については、グァテマラが、本件の主張の中で繰り返し述べているところである。小国であり、途上国であるグァテマラにとって、初めてのAD手続をとることがいかに困難なものであったのか、また、メキシコのような巨大な国からの突然の輸入の増加について、何らかの防御措置をとることの必要性がいかに高かったのかということである。(但し、グァテマラについては、非常に巧みに訴訟を遂行しているとの評価も可能であり、この主張を額面どおり受け取ってよいかは疑問である。)

いずれにせよ、上に述べたようにAD協定の実効性を高めることを考えるのであれば、このような途上国・小国に対する手続き上の配慮をどのようなものとするのかを併せて考えてゆかなければならないと思われる。

【注】

I (III

¹ その理由として、グァテマラは概略次のような主張をした。

第一に、同じ委員が関与すると実質的には差戻しを認めることとなる。しかしDSUでは、差戻しを認めておらず、上級委員会が、その報告書の第89段落で指摘しているように、グァテマラセメントIの事件でメキシコが取り得る唯一の手段は、紛争解決のための申立を新規にするということのみであった。(4.5)

第二に、DSU17条は、パネリストの再任を認めていない。(4.6)

第三に、DSU8.2では、パネリストは、独立でなければならないとしている。この「独立」についての通常の言葉の意味を考えると、それは、外部からの介入を受けることなく、その意見と権利を維持するものを言うと考えられる。しかし、前回のパネルに参加した委員は、以前の事件を審理したという外部からの影響を受けることが避けられないので独立であるとは言えない。(4.7)

第四に、DSU11条は、客観的な評価をすることとされているが、以前に事件を審理した委員が加わっては、客観的な評価は不可能である。(4.8)

第五に、単一のパネルが複数の事件を扱えるとするDSU9条は、複数の加盟国の申立に単一のパネルが審理できる場合を 規定するのであって、本件のように単数の加盟国の申立の場合には適用がない。(4.9)

第六に、国際公法の基本原理は、国際裁判所は、中立かつ客観的(impartial and objective)でなけはればならないというものである。しかしながら、既に本件の判断に関与した者が加わっていては、中立かつ客観的であるとは言えない。DSUの行動規則の前文によると、誠実さ、中立さ、秘密性が手続きに要求されている(integrity and impartiality and confidentiality)。そして、以前この問題に関与したパネリストが参加することにより、以前のパネルでの合議の秘密性や中立性も含め、問題が生じる。もしこのような例外を認めるのであれば、DSU第9条に、例外の規定が設けられたはずである。(4.12)

なお、メキシコは、国際司法裁判所の規定の17(2)を引用して、ここでは、以前、同じ事件について、他の裁判所などに関

与した裁判官が、当該事件の決定に関与してはならないと決められているとコメントしている。

- 2 申請書に付された、正常価格の証拠は、1995 年 8 月 25 日及び 26 日のそれぞれ、ひと袋のセメントのインボイスのみであり、同じく輸出価格の証拠は、セメントの 1999 年 8 月 15 日付の 7035 袋および 4221 袋の輸入証明だけであった。
- ³ 輸入量の増加の客観的証拠については、前述した 1995 年 8 月 15 日付の 2 つの輸入証明書だけである。グァテマラは、1995 年以前には、輸入がなかったのであるから、大量の輸入増加があったというべきであると主張したが、これについては、主張のみで証拠が付けられていなかったとされた。
- 4 ここでメキシコは、正常価格、輸出価格及びその比較についての主張しているが、パネルは、それらについて既に調査開始要件との関係で検討がなされており、best information available が使われたことが、協定違反であるとする主張のみが追加的主張であるので、ここでは、best information available が、AD協定 6.8 に違反するかどうかについて検討を行うものとしている。 (8.240)
- 5 パネルは、AD協定 6.8 の内容に立ち入る前に、グァテマラが最終的決定で指摘している best information available を使った理由と、パネルで主張しているところが違っていることを指摘している。そして 1997 年 1 月 17 日の最終的決定では、best information available を利用したのは、正常価格についてのデータを verification することができず、また、技術的な会計データについては、これを verification に代替することができないためにそのようにしたのであると結論づけられているので、この理由について検討することとしている。 (8.245) 但し、仮に、グァテマラがパネルで主張した理由に依ったとしても、同様の結論が出ると考えられるとも指摘している。
- 6 その根拠として、パネルは、クルツ社は、これらの米国のアンチダンピング手続きにおいて利害関係人ではないが、この手続きに参加したことにより、集められた情報が、将来クルツ社の不利益に扱われないとも限らないこと、メキシコのセメント製造業者に対して敵対的な手続きに参加しているものが、その他から完全に切り離して新しい職務を遂行できるかについての疑問もあること、特に、2人の、非政府職員については、客観性や中立性に問題がないと保証することもできないこと、これらについて、秘密保持の義務を課すことはできるが、秘密を保持しながら、客観的に行動することの保証まではすることができないことなどをあげている。
- 7 また付属書 II の第三段落によれば、当該情報を確認することができ、それが、過度の困難をもたらすものでないときは、best information available を使うことができないとされているところ、クルツ社の提出した情報は、確認することが可能なものであり、また、グァテマラの最終的決定においても、この提出された情報を使用することが過度に困難であるとは示されていないので、この付属書 II の第三段落は、グァテマラが、AD協定 6.8 に違反したとの認定を補強しているとする。(8.252)
- 8 この点についてパネルは、AD協定12条の違反については別に検討するので、グァテマラが損害の恐れから、損害の発生へと判断を変更したことの手続き上の問題、(AD協定3条の違反)について検討するとする。
- 9 この点に関し、メキシコは、グァテマラが、最高値と最低値のみを検討していると主張している。確かに、最終決定書でグァテマラは、当初の数値と最後の数値及び最高値と最低値を指摘しているが、その調査対象期間の月別の数値を検討していることは証拠から明らかである。(これについては証拠があることが、脚注867で指摘されている。)したがって、パネルは、メキシコの主張には、同意しないとした。(8.265)

次に、メキシコは、グァテマラが、輸入数量の変動の経緯を分析をしないまま、急激な輸入数量の増加があったとしていることがAD協定3.2に違反すると主張しているが、グァテマラは、1995年6月から1996年5月までの一年間のデータを集めており、変動の経緯を分析しなかったとは言えないとされた。なお、調査対象期間として、3年が適当であることが、AD委員会で提案されているが、1年間の調査が当然に協定違反であるということはできないところであり、この点についてグァテマラは、1995年から急激にクルツ社の輸入が増加したことが、1年間の期間の意味であると主張し、この主張は、調査データにより裏付けられており、これを前提にすれば、より長い調査対象期間が望ましいとはいえ、グァテマラの1年間の期間が、AD協定3.2に違反すると断定することはできないとされた。 (8.265)

次に関税分類に基づいた調査を行ったために、メキシコ以外からの輸入や、調査対象となっている産品と異なるセメントの輸入数量までが考慮されているとのメキシコの主張については、メキシコが提出している資料は、グァテマラの提出している月別の輸入数量の計算が異なっているかどうかを明確に示していないので、メキシコは、グァテマラが、AD協定3.2に違反しているということの一応の証明に至っていないとされた。 (8.267)

 10 この問題についてパネルは、グァテマラに対して、クルツ社からの輸入の数量としてこの部分の輸入が含まれているかを尋ねたがグァテマラは、正面から回答せず、MATINSAの調査対象産品の輸入数量は、MATINSAのすべての輸入数量の $^{0.00}$ 03%であるので、これは無視しうるものであるとする。しかしながら、パネルは、第一に、MATINSAの総輸入数量が79、000トンであり、第二にMATINSAの輸入はType I (PM)のセメントの輸入が主となっている。(グァテマラは、MATINSAによるType I (PM) セメントの輸入量は348トンであり、メキシコは、 $^{0.00}$ 1トンの輸入があると主張しているが誤りであるとする。)第三に、MATINSAの輸入についてのグァテマラの数字が正しいとしても、Type I (PM) セメントのMATINSAの輸入数量全体に占める割合については事実と異なっているということになるとして (8.271)、MATINSAの輸入数量の取り扱いについては、なお不明確な点が残るが、メキシコは、これらの違反について、一応の証明を行っており、グァテマラはこれに対して反論してないので、AD協定 $^{0.00}$ 3.2及び $^{0.00}$ 3.5の違反が成立すると考えられるとした。

11パネルは、1年間という調査期間の設定は協定違反ではなく、その調査対象期間以外のデータを考慮する必要はないと判

断している。そして、①メキシコからの製品輸入が始まってから、国内価格が低下していること、②その価格が政府の最高価格を下回るものであること、③政府の最高価格を引き上げたにもかかわらず、国内に産業は、価格の引き上げができないほど、価格の引き下げ圧力があったことについて、グァテマラは裏付けデータを提出しており、そのデータは、調査資料にも含まれているとする。(脚注 882 でパネルは、メキシコからの輸入が開始されるまで、グァテマラ国内の販売価格は、この最高価格であったとの証拠をグァテマラは提出しているとする。そして、この最高価格は、製造原価とインフレ率により構成されているのでグァテマラの国内業者が、価格引き上げの基準として期待する合理的な金額であると判断している。)この結果から、輸入により、国内価格が引き下げられているということは、中立かつ客観的な国内当局が判断できるところであり、メキシコは、これに対して、反証を挙げていないので、AD協定 3.2 に違反しているとのメキシコの主張は採用できないとした。(8.276)

12パネルは、グァテマラの価格分析が、国内の 1 部の地域のみについてであるとのメキシコの主張を検討し、1 部の地域で、政府の最高価格と現実の価格のかい離が大きくなっているとの認定があることにより、国内全体の価格の水準を分析していないものであると判断することはできないとする。そして、この部分のかい離が大きいということは、他の部分についても検討しているということを意味しているとする。加えて、国内には1つの企業しかないのであるから、たとえ、メキシコとの国境付近でのみ価格が下がっているということが認定されたとしても、それは、セメント・プログレッソに対して損害を与えているという判断をすることができるので、グァテマラがAD協定3、2 に違反していたのメキシコの主張は採用することができないとした。(8.277)

13 グァテマラは、クルツ社の輸入が、国内産業に与える影響について、AD協定 3.1 及び 3.4 に従って検討していると主張し、特に以下の点が認定できるとする。①セメント・プログレッソの販売は 95 年の第 1 四半期および 96 年の第 1 四半期の対比で 14%減少しており、これは、クルツ社の輸入と時期が一致していること、②セメント・プログレッソが顧客を失っていること、③セメント・プログレッソの生産も 95 年の第 1 四半期および 96 年の第 1 四半期の対比で 14%減少しており、これは、クルツ社の輸入と時期が一致していること、④セメント・プログレッソの国内市場に占めるシェアが 20%から 30%減少していること、⑤セメント・プログレッソの製造能力が減少していること、⑥設備稼働率が、グライディングで 12%、クリンカーで 16%減少していること、⑦96 年の最初の月に、セメント・プログレッソのキャッシュフローがマイナスとなったこと、⑧セメント・プログレッソが設備の更新の投資を延期したこと、⑨1995 年 8 月から、セメント・プログレッソの在庫が増加していること。 (8.280)

14AD協定 3.4 に列挙されたファクターの内、投資収益の状況及び資本調達能力に関しては、グァテマラの最終決定の中に、投資及び投資リスクについての検討があるが、これは、セメント・プログレッソの財務状況についての検討に過ぎず、投資収益の状況及び資本調達能力の問題と関連する問題ではない。それ以外にグァテマラがこれを考慮したとの資料は見られない。したがって、グァテマラは、AD協定 3.4 に違反しているとされた。 (8.285)

15 メキシコは、第一に、輸入が、販売の数量や価格、販売価格、財務状況の悪化、市場占拠率や雇用に及ぼす影響など、A D協定 3.4 に規定された要素を検討しておらず、AD協定 3.1 に規定された客観的な審査もしていない。第二に、最終決定において、グァテマラは、最高i販売価格を定めていることが、輸入品に対して不利益であると判断しているが、これがどのような影響を及ぼしているのかについて分析していない。第三に、グァテマラは、国内産業が、その状況に応じて、購入することができる価格で販売すると約束していることの影響考慮していないと主張している。またメキシコは、実質的な損害についての適切な判断をしていないので、因果関係の分析ができていないと主張する。(8.287-8.288)

16 パネルは、以下のように認定判断している。

①クルツ社が、1996年11月4日に、記録にアクセスすることを拒否されたことは、AD協定6.1.2及びAD協定6.4に違反する。(8.138-8.139)

②同年12月19日の公聴会にセメント・プログレッソの提出した書類のコピーを1月8日までの20日間提供されなかったことも、利害関係者が他の者の提出した書面による証拠にアクセスできるとのAD協定6.1.2に違反する。仮にこの中に秘密情報が含まれていたとしても、秘密情報とするためには、理由が示されなければならないとのAD協定6.5を満たしていないので、AD協定6.1.2違反は治癒されない。(AD協定6.4違反の有無は訴訟経済から判断せず。)

③クルツ社に調査記録のコピーを提供しなかったことも、AD協定6.4に違反する。これについてグァテマラは、クルツ社が費用を払わなかったと主張したが、クルツ社は費用を払うと申し出ているのに、グァテマラ当局は単にページの単価を説明するだけで、何ページ、いくらを払えばよいのかの説明をしていない16。このような経緯からすると、単にクルツ社が、費用を払わないのでコピーを渡さなかったというのは、中立かつ客観的な調査当局の行為であるとは判断できない。

④クルツ社に対して交付した1996年12月19日の公聴会の完全な記録の2738ページあたりで、2ページが不足している (8.156) 点については、これが、過失 (inadvertent) によるものでないことをメキシコは示しておらず、またクルツ社が、当局に対して、不足分を指摘して要求したという記録もないのでAD協定6.4違反であるとはいえない。 (8.157) 但し、これは、違反が無視できるという意味で、harmless errorであると言っているわけではなく、そもそも違反を構成しないという意味である。 (8.158)

 17 但し、脚注 845 で、調査対象期間の延長については、メキシコの主張により、 ${f AD}$ 協定 6.1および付属書 ${f I}$ ${f I}$ ${f I}$ ${f I}$ ${f I}$

したが、パネルとしては、これが適切な規定であると考えていないことが付言されている

18 メキシコは、調査対象期間延長を問題とするが、それを禁止する規定はなく、むしろできる限り直近の情報によるべき である。また、暫定措置適用後の調査対象期間延長も可能であると解される。

調査開始とともに、必要な情報を特定するべきであるとする付属書 I I (1) の規定も、調査開始後の期間延長を認めない趣旨ではなく、必要な情報を、早期に通知することを要求しているものに過ぎないので、請求している情報が、もっと早期に可能であったとメキシコが主張しない以上は、この点についての違反もない。 (8.177)

AD協定6.1は、利害関係者が、①当局が必要とする情報についての通知を受け、②書面による証拠を提出する機会を十分に与えられるということである。本件でクルツ社は、調査対象期間の追加部分の証拠提出について2週間の期間を与えられ、メキシコはこれが不十分であるとの主張をしていない。したがって、十分な機会は与えられていないとのメキシコの主張も理由がない。(8.178)

なお、脚注848でパネルは、AD協定6.1.1の少なくとも30日の期間を与えるべきであるとの規定違反があるとまではメキシコが主張していないので、この点については判断しないとする。

 19 付属書 I 第7段落では、verificationの主要な目的は、すでに提出された証拠の確認であり、その情報について、更に詳細を求めることであり、訪問する前に、必要となる可能性のある情報を知らせることとされている。もしも、新しい情報を得ることができないのであるならば、追加的に必要な情報について関係企業に通知することが要求されるはずはないと考えるべきであり、この意味で、新たな情報を得ることができないとするメキシコの解釈は誤りである。(8. 203)メキシコは、追加的な情報とは、すでに提出している情報を裏付けるための会計上の情報にすぎないと主張する。しかしながら、そのような限定をつけて読むことは不自然である。そのような限定は、条文上つけられていないからである。(8. 204)また、付属書 I 第7段落では、その最後の文章で、入手した情報に照らしてさらに詳細な情報の提供を現地において要請することを妨げるものではないと規定されており、この意味でも、すでに提出された情報に限定されるものであると考えることは不自然である。したがって、この前に関するメキシコの主張は認めることができない。(8. 205-8. 206)

 20 verificationの中で提出された情報について、メキシコから次のような主張も行われたが、いずれも理由がないとされた。

第一にメキシコは、グァテマラはセメント・プログレッソに対するverificationの中で取得した情報に関してセメント・プログレッソが、それが秘密情報であるということを正当化していないのに、秘密情報として取り扱ったことで、AD協定 6.5.2に違反していると主張している。しかしながら、AD協定6.5.2は、秘密とすべきことが正当化されていない場合には、当局は情報を無視できるとの規定であるところ、本件では、秘密情報であることが正当化されていないと当局が考えているわけではないので、AD協定6.5.2に関するメキシコの主張は認めることができない。 (8.209)

第二に、メキシコは、グァテマラ当局がセメント・プログレッソに、公開版の情報を要求しなかったこと、もしも、それが、要約をすることが不可能であるというのならば、その理由を求めなければならないのにそれをしていないのでAD協定 6.1、6.2、6.3、6.5及び6.5.2に違反すると主張する。 (8.210) しかし、メキシコは、それが、要約できるものであるということを示していないので、メキシコの主張は理由がない。 (8.211)

21 この点については、AD協定 6.1 及び 6.2 という一般的な規定についても主張があったが、すでに具体的な主張で検討されているので、改めて判断をする必要はないとされた。 (8.216) またメキシコは、この点に関して、AD協定 6.5.1 及び 6.5.2 の違反をも主張するが、AD協定 6.5 が、この点についての義務を定めており、そのような規定はAD協定 6.5.1 及 ぶ 6.5.2 には含まれていないので、それらについて判断をする必要はないとする。 (8.221) また、メキシコは、口頭で正当 化理由を受け付けたということで、AD協定 6.1、6.2、6.3 及び 6.4 に違反すると主張するが、正当化の理由をグァテマラが受け入れているという証拠はないのであるから、この点について検討する必要もないとする。 (8.222) そのほか、メキシコは、AD協定 6.1、6.2、6.3 、6.4 、6.5.1 、6.5.2 の違反についても主張しているが、具体的な主張を欠いているので、この点についても判断しないとされた。 (8.223)

²² グァテマラは、96年12月6日に、利害関係者に対して、経済統合局局長が、技術的な問題について検討行っており、そのファイルの写しを提供することができると通知したので、重要な事実についてはクルツ社に開示されていると主張しするとともに、重要な事実については、ダンピングの仮決定の時にも明らかにされており、1996年12月19日の公聴会の時でも、これについてのコメントが当事者からなされていると主張している。 (8.225)

パネルは、仮決定の中で、重要な事実が開示されているとのグァテマラの主張をまず検討している。 (8.227) パネルは、このグァテマラの手続きは、AD協定6.2の要件に合致していないと判断している。AD協定6.9は、確定措置に関して、重要な事実が、あるかどうかを開示することとされているのであるから、仮決定に関連して、重要な事実を明らかにしたということでは、不十分であると判断されるからであるとする。 (8.228)

次に、利害関係者に、ファイルのコピーを認めたとのグァテマラの主張について検討している。しかしながら、ファイルに含まれている証拠は、当局が重要であると考えるもの以外のものもある。特に、verificationで不正確であると当局が判断したものも含まれているはずである。したがって、当局が確定措置を判断するうえでの、検討の対象となっている重要な

事実が何であるかは示されていないと考えられる。 (8.229) すべての情報にアクセスできることにより重要事実の開示をしたと認められるものであるとすると、AD協定6.4とAD協定6.9の間にはほとんど違いがないということになる。しかしながら、AD協定6.4の義務を果たしたからといって、自動的にAD協定の6.9の義務を果たしたことにはならないと考える。従って、ファイルのコピーをすることを認めたからといって、AD協定6.9の義務を果たしたことにはならない。 (8.230) したがって、グァテマラは、AD協定6.9の義務を満たしていない。 (8.231) その義務が満たされていないということが判断された以上、その他の点についてのメキシコの主張については判断を行わない。 (8.232)

²³ メキシコは、グァテマラが仮決定において、損害の恐れで判断をしたにもかかわらず、何の通知もせずに、確定措置については損害発生により判断をしているため、クルツ社に十分な防御の機会を与えておらず、AD協定6.1、6.2及び6.9に違反すると主張している。 (8.233)

これに対してグァテマラは、AD協定5条が、損害の恐れと、実質的損害を要件として掲げているので、当事者は、このいずれであるかということ、この条文を通じて知ることができる。したがって、損害も、損害の恐れも存在しないということを立証すればよいわけであるとする。それであるのに、メキシコもクルツ社も、ダンピングが行われていなかったとか、セメント・プログレッソが実質的な損害を受けていなかったという立証は行っていないと主張している。(8.234)

パネルは、グァテマラの主張は、ダンピングや損害の立証が、輸出者によってなされなければならないと主張していることになるので、失当であるとする。 (8.236)

しかしパネルは、当初は損害の恐れで認定し、その後、損害の発生で認定を行ったという変更について通知をするべき義務はAD協定上定められていないと判断している。当局の義務としては、AD協定12.2に規定する通り、仮決定または最終的な決定などの場合に、調査当局が重要と認めた事実および法令にかかわるすべての問題について得られた認定及び結論を十分に記載するか、別の報告書によって入手することができるようにして行い、これらについては利害関係を有する者に送付されるようにするという義務に従わなければならないとされるが手続中の開示を要求する規定はないとする。(8,237)

 24 暫定措置についてメキシコは、①グァテマラは、クルツ社に対して十分な機会を与えていないので、AD協定 7.1 に違反し、②クルツ社に対して、質問書についての追加的な説明を行っていないので、AD協定 2.4 に違反し、③正常価格についての、十分な数量がないのにかかわらずその対比行っていることで、AD協定 2.2 に違反するので、④暫定措置が必要であると判断したことは、不適切であったとし、これにより、AD協定 3.7、3.2、3.4 及び 3.5 の違反があり、さらに、⑤暫定措置についての公表に関して、AD協定 12.2.1 の違反があるとする。 (8.297)

25なお、勧告との関係で、AD協定5.5、6.1.3及び12.1の違反についてグァテマラは、利益の無効化・侵害がないと主張しているが、パネルは、グァテマラは、AD協定3.8の推定を翻していないとする。 (9.2) したがって、パネルは、これらの違反に関しても、グァテマラが、本件措置を協定に整合的にするように要請するようにDSBに勧告するものとした。 (9.3)